

# 福岡県公報

平成二十三年六月二十九日  
第三千二百七十三号  
増刊 ①

## 目次

### 告示

○福岡県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示（漁業管理課）……………一  
○福岡県沿岸漁業改善資金貸付基準の一部を改正する告示（漁業管理課）……………二十八

## 告示

### 福岡県告示第千二百二十六号

福岡県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示を次のように定める。  
平成二十三年六月二十九日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示

福岡県沿岸漁業改善資金貸付規程（昭和五十五年一月福岡県告示第百一十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び沿岸漁業改善資金助成法施行規則（昭和五十四年農林水産省令第二十二号）」を、「沿岸漁業改善資金助成法施行規則（昭和五十四年農林水産省令第二十二号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号。以下「農商工等連携促進法」という。）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成二十年政令第二百三十四号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第四条第二項第二号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令（平成二十年農林水産省令第四十八号）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の

促進に関する法律施行令（平成二十年政令第二百九十六号）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則（平成二十年農林水産省・経済産業省・環境省令第一号）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号。以下「六次産業化法」という。）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令（平成二十三年政令第十五号）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則（平成二十三年農林水産省令第七号）及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令（平成二十三年農林水産大臣告示第六八八号）に改め、「青年漁業者等養成確保資金を」の下に「貸し付け、農商工等連携促進法第四条第一項の認定を受けた中小企業者であつて同条第二項第二号ハに規定する措置を行うもの（以下「認定中小企業者」という。）及び六次産業化法第五条第一項の認定を受けた促進事業者であつて同条第四項第三号に規定する措置を行うもの（以下「促進事業者」という。）については、経営等改善資金（次条の別表一経営等改善資金の一部の項から七の項までに掲げる資金に限る。）を」を加える。  
第二条の見出し中「沿岸漁業従事者等」を「一沿岸漁業従事者等、一認定中小企業者及び一促進事業者」に、「及び償還期間等」を「並びに償還期間等」に改め、同条中「一沿岸漁業従事者等」の下に「一認定中小企業者及び一促進事業者」を加え、「及び償還期間等」を「並びに償還期間等」に改める。  
第三条中「一沿岸漁業従事者等」の下に「一認定中小企業者及び一促進事業者」を加え、「二十万円」を「五十万円」に改める。  
第四条第一項中「資格を有する者は、沿岸漁業」の下に「（法第二条第一項各号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）」を加え、「又は沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従事者の数が二十人以下のものに限る。）」を「沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従事者の数が二十人以下のものに限る。）」、認定中小企業者又は促進事業者に改め、同項ただし書を削り、同条第二項各号列記以外の部分中「あつては」を「あつては」に改め、同項第一号中「団体であつて」を「団体であつて」に、「行っている」を「行っている」に、「漁業経営開始資金にあつては」を「漁業経営開始資金にあつては

定期発行日 毎週月水金曜日

〔発行〕 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)  
〔作成〕 〒819-0373 福岡市西区周船寺3丁目28番1号 正光印刷株式会社 (電話 092-806-5708)

「に改め、同条第三項第二号中「なっている」を「なっている」に改める。

第五条第三項中「沿岸漁業従事者等」を「沿岸漁業従事者又は中小企業者等」に、「よつて」を「よつて」に、「あつては」を「あつては」に改め、同条第四項中「あつて」を「あつて」に改める。

第六条第一項中「又はその六」を「、その六、その七、その八、その九の一、その九の二、その九の三又はその九の四。農工商等連携促進法第十三条の場合には同法第五条第三項に規定する認定農工商等連携事業計画を、農林漁業バイオ燃料法第十条の場合には同法第五条第二項に規定する認定生産製造連携事業計画を、六次産業化法第十一条の場合には同法第六条第三項に規定する認定中小企業者の場合は、認定農工商等連携事業者である沿岸漁業従事者等。以下同じ。」を加え、「含む水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号の事業」を「含む、かつ、福岡県信用漁業協同組合連合会の委託を受けて水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十七条第一項第三号の事業」に改め、同条第二項中「あつた」を「あつた」に、「福岡県信用漁業協同組合連合会」を「第十二条第一項の規定により県が貸付けに係る事務を委託した機関」に改め、同条第四項中「あつては」を「あつては」に改め、同条第五項中「第四項」を「前項」に改める。

第七条第三項中「参しやく」を「参酌」に改め、同条第四項中「貸付けの決定を行った」を「貸付けの決定を行った」に、「漁業協同組合前条第三項に規定する市町村」を「漁業協同組合、前条第三項の規定により貸付申請書を経由した市町村（以下「申請經由市町村」という。）」に、「通知する。（様式第五号）」を「通知（様式第五号）するものとする。」に、「貸付けをしない旨の決定を行った」を「貸付けをしない旨の決定を行った」に、「当該申請書」を「当該申請者」に、「市町村」を「申請經由市町村」に改め、同条第五項中「至つた」を「至つた」に改め、同条第六項中「借受者」を「当該借受者」に、「市町村」を「申請經由市町村」に改める。

第八条第一項中「決定通知書」を「貸付決定通知書」に、「受け取つた」を「受け取つた」に改め、同条第二項中「あつては」を「あつては」に改める。

第九条第一項中「あつては」を「あつては」に改め、同条第四項中「あつて」を「あつて」に、「もつて」を「もつて」に改める。

第十一条第一項中「受け取つた」を「受け取つた」に改め、同条第二項中「行つた」を「行つた」に、「市町村」を「申請經由市町村」に改め、「知事は、償還金の支払期日を過ぎて、支払猶予をしない旨の決定を行つたときにおいても、法第十一条の違約金を徴収するものとする。」を削り、同条に次の一項を加える。

3 知事は、償還金の支払期日を過ぎて、支払猶予をしない旨の決定を行つたときにおいても、法第十一条の違約金を徴収するものとする。

別表一及び別表二を次のように改める。

別表一（第二条）

経営等改善資金			
資金の種類	貸付けの内容	貸付限度額	償還期間等
一 操船作業省力化機器等設置資金 自動操だ装置その他の操船作業を省力化するための機器、設備又は装置（以下「機器等」という。）の設置に必要な資金	一 自動操だ装置の設置費用 二 遠隔操縦装置の設置費用 三 サイドスタターの設置費用 四 レーダーの設置費用 五 自動航跡記録装置の設置費用 六 GPS受信機の設置費用	五百万円（自動操だ装置を設置する場合にあっては一台につき百万円、遠隔操縦装置を設置する場合にあっては一台につき五十万円、サイドスタターを設置する場合にあっては一台につき四百万円、レーダーを設置する場合にあっては一台につき百八十万円、自動航跡記録装置を設置する場合にあっては一台につき二十万円、GPS受信機を設置する場合にあっては一台につき百三十万円）	七年以内（据置期間一年以内を含む。） 農工商等連携促進法第十三条の場合にあっては九年以内（据置期間三年以内を含む。）
二 漁ろう作業省力化機器等設置資金 動力式つり機その他の漁ろう作業を省力化するための機器等の設置に必要な資金	一 動力式つり機の設置費用 二 ラインホーラー等の揚網機の設置費用 三 ネットホーラー等の揚網機の設置	五百万円（動力式つり機を設置する場合にあっては一件につき五百万円、ラインホーラー等の揚網機を設置する場合にあっては一台につき	七年以内（据置期間一年以内を含む。） 農工商等連携促進法第十三条の場合にあっては九年以内（据置期間三年以内を含む。） 農林漁業

経営等改善資金

<p>三 補機関等駆動機 器等設置資金 一及び二に規定す る機器等を駆動し、 又は作動させるため の補機関その他の機 器</p>	<p>費用 四 巻取りウインチ の設置費用 五 放電式集魚灯の 設置費用 六 漁業用クレーン の設置費用 七 漁獲物等処理装 置の設置費用 八 海水冷却装置の 設置費用 九 海水殺菌装置の 設置費用 十 漁業用ソナーの 設置費用 十一 カラー魚群探 知機の設置費用 十二 潮流計の設置 費用</p>	<p>一 補機関（動力取 出し装置付き推進 機関を含む。）の 設置費用 二 油圧装置の設置 費用</p>	<p>百二十万円、ネット ホーラー等の揚網機 を設置する場合にあ つては一台につき 百二十万円、巻取り ウインチを設置する 場合にあつては一台 につき五百万円、放 電式集魚灯を設置す る場合にあつては一 セットにつき二百万 円、漁業用クレーン を設置する場合にあ つては一台につき 四百万円、漁獲物等 処理装置を設置する 場合にあつては一台 につき五百万円、海 水冷却装置を設置す る場合にあつては一 台につき百八十万円 、海水殺菌装置を設 置する場合にあつて は一台につき三百万 円、漁業用ソナー を設置する場合にあ つては一台につき 五百万円、カラー魚 群探知機を設置する 場合にあつては一台 につき百五十万円、 潮流計を設置する場 合にあつては一台に つき五百万円</p>	<p>（動力取出し装置付 き推進機関を含む。 ）を設置する場合に あつては一台につき 四百万円、油圧装置 を設置する場合にあ つては九年以内（ 据置期間三年以内を</p>	<p>バイオ燃料法第十条 の場合にあつては九 年以内（据置期間一 年以内を含む。）、 六次産業化法第十一 条の場合にあつては 九年以内（据置期間 三年以内を含む。）</p>
--	---	--	---	---	--

経営等改善資金

<p>五 新養殖技術導入 資金 農林水産大臣が定 める基準に基づき、 農林水産大臣が定め る種類に属する水産 動物の養殖の技術 （以下「養殖技術」 という。）又は農林 水産大臣が定める養 殖技術を導入する場 合において、当該技 術により水産動物の 養殖を行うのに必 要な資金</p>	<p>四 燃料油消費節減 機器等設置資金 推進機関その他の 漁船に設置される機 器等であつて、通常 の型式のもの又は通 常の方式によるもの と比較して燃料油の 消費が節減されるも のの設置に必要な資 金</p>	<p>一 漁船用環境高度 対応機関の設置費 用 二 定速装置の設置 費用</p>	<p>農林水産大臣が定 める種類に属する水 産動物の養殖技術 又は農林水産大臣が 定める養殖技術を導 入して水産動物の 養殖を行う場合にお ける次に掲げる費用 一 養殖施設の設置 費用 二 種苗の購入費用 又は生産費用 三 餌料の購入費用</p>	<p>四百万円（農林水 産大臣が定める種類 に属する水産動物の 養殖技術又は農林 水産大臣が定める養 殖技術を導入する場 合において、当該技 術により水産動物の 養殖を行う者（そ の者が団体である場 合にあつてはその団 体を構成する個人、 その者が会社である 場合にあつてはその 会社）一人（一社）</p>	<p>二千五百万円（漁 船用環境高度対応機 関を設置する場合に あつては一台につき 二千四百万円、定速 装置を設置する場合 にあつては一台につ き百二十万円） 七年以内（据置期間 一年以内を含む。）、 農商工等連携促進 法第十三条の場合に あつては九年以内（ 据置期間三年以内を 含む。）、農林漁業 バイオ燃料法第十条 の場合にあつては九 年以内（据置期間一 年以内を含む。）、 六次産業化法第十一 条の場合にあつては 九年以内（据置期間 三年以内を含む。）</p>
---	---	--	---	---	---

経営等改善資金		
<p>六 資源管理型漁業推進資金 農林水産大臣が定める基準に基づき、水産資源の管理に関する取決めに締結して水産資源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方式の導入（当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）を行うために必要な機器等の購入又は設置に必要な資金</p>	<p>一 水産資源の管理に関する取決めに基づき、資源管理措置（漁具・漁法の制限、操業時間又は期間の制限、禁漁区域の設定、体長制限等）を実施するのに必要な改良漁具、漁法転換用漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用 二 一と併せて、低利用・未利用資源の開発・利用措置と漁獲物の付加価値の向上措置を行う場合における次に掲げる費用 ア 低利用・未利用資源の開発・利用を行うのに必要な漁具、漁ろう機</p>	<p>千二百万円 につき四百万円</p>
<p>十年以内（据置期間三年以内を含む。） 、農商工等連携促進法第十三条の場合にあつては十二年以内（据置期間五年以内を含む。） 、農林漁業バイオ燃料法第十条の場合にあつては十二年以内（据置期間三年以内を含む。） 、六次産業化法第十一条の場合にあつては十二年以内（据置期間五年以内を含む。）</p>	<p>器等の購入費用又は設置費用 イ 漁獲物の付加価値を向上させるのに必要な活魚出荷のための船上活魚装置、蓄養施設又は加工のための施設（加工機械、選別機、洗浄機、包装機及び冷凍冷蔵庫等を含む。） の設置費用</p>	<p>二千万円（漁場環境適正化管理協定に基づく取組にあつては千二百万円）</p>
<p>七 環境対応型養殖業推進資金 農林水産大臣が定める基準に基づき、漁場の保全に関する取決めに締結して養殖業の生産工程を総合的に改善する漁業生産方式の導入を行うために必要な機器等の購入又は設置に必要な資金</p>	<p>二 養殖魚の安全性の確保を目的として漁網防汚剤を使用しないで養殖を行うのに必要な高</p>	<p>十年以内（据置期間三年以内を含む。） 、農商工等連携促進法第十三条の場合にあつては十二年以内（据置期間五年以内を含む。） 、農林漁業バイオ燃料法第十条の場合にあつては十二年以内（据置期間三年以内を含む。） 、六次産業化法第十一条の場合にあつては十二年以内（据置期間五年以内を含む。）</p>

経営等改善資金

<p>八 乗組員安全機器等設置資金 漁船に設置される転落防止用予りその他の漁船の乗組員の生命又は身体安全を確保するための機器等の設置に必要な資金</p>	<p>一 転落防止用予りの設置費用 二 安全カバー装置の設置費用 三 揚網機安全装置の設置費用</p>	<p>百五十万円（転落防止用予り又は安全カバー装置を設置する場合にあっては五十万円、揚網機安全装置を設置する場合にあっては四十万円）</p>	<p>五年以内（据置期間一年以内を含む。）</p>
<p>九 救命消防設備購入資金 漁船に備え付けられる救命胴衣その他の救命設備又は消火器その他の消防設備の購入に必要な資金</p>	<p>一 救命胴衣の購入費用 二 消火器の購入費用 三 イーバブの購入費用 四 レーダートランスポンダの購入費用</p>	<p>百三十万円（救命胴衣又は消火器を購入する場合にあっては十万円、イーバブを購入する場合にあっては六十万円、レーダートランスポンダを購入する場合にあっては六十五万円）</p>	<p>貸付けの内容の欄一及び二については二年以内、同欄三から五までについては五年以内</p>

経営等改善資金

<p>十 漁船転覆防止機器等設置資金 漁獲物の横移動防止装置その他の漁船の転覆又は沈没を防止するための機器等の設置に必要な資金</p>	<p>一 漁獲物の横移動防止装置の設置費用 二 甲板下の魚そうの設置費用</p>	<p>百五十万円（漁獲物の横移動防止装置を設置する場合にあっては三十万円、甲板上の魚そうを廃し、これに代えて甲板下に魚そうを設置する場合にあっては百万円）</p>	<p>五年以内（据置期間一年以内を含む。）</p>
<p>十一 漁船衝突防止機器等購入等資金 レーダー反射器その他の漁船の衝突を防止するための機器等の購入又は設置に必要な資金</p>	<p>一 レーダー反射器の購入又は設置費用 二 無線電話の設置費用</p>	<p>百二十万円（レーダー反射器又は無線電話を購入し、又は設置する場合において、それぞれにつき四十万円）</p>	<p>五年以内</p>
<p>十二 漁具損壊防止機器等購入資金 漁具の標識その他の敷設された漁具の船舶による損壊を防止するための機器等の購入に必要な資金</p>	<p>漁具の標識（灯火付きブイ又はレーダー反射器付きブイ）の購入費用</p>	<p>漁具の標識（灯火付きブイ又はレーダー反射器付きブイ）を購入する場合において、個人にあっては一人につき七十万円、団体又は会社にあつては一人につき百三十万円</p>	<p>五年以内（据置期間一年以内を含む。）</p>
<p>十三 のり処理用水の改善機器等設置資金 のり処理用水の水質を改善するための機器等の設置に必要な資金</p>	<p>ろ過装置の設置費用</p>	<p>百五十万円</p>	<p>五年以内（据置期間一年以内を含む。）</p>

五 小型漁船緊急連絡装置の購入費用  
、小型漁船緊急連絡装置を購入する場合にあっては一件につき百三十万円）

生活改善資金		生活改善資金		生活改善資金	
<p>一 生活合理化設備資金 生活の合理化に資する設備又は装置の設置に必要な資材の購入に必要な資金</p>	<p>二 住居利用方式改善資金 家族関係の近代化又は家事労働の合理化を図るために行う居室の独立、台所の改善、その他住居の利用方式の改善に必要な資金</p>	<p>一 居室（居間、寝室、子供室、老人室等）の改造費用 二 炊事施設（炊事場、食堂室等）の改造費用 三 衛生施設（浴室、便所、洗面所等）の改造費用 四 家事室等（家事室、更衣室、土間等）の改造費用</p>	<p>一 居室（居間、寝室、老人室等） 二 炊事施設（炊事場、食堂室等） 三 衛生施設（浴室、便所、洗面所等） 四 家事室等（家事室、更衣室、土間等）の改造費用</p>	<p>一 し尿浄化装置又は改良便その設置に必要な資材の購入費用 二 自家用給排水施設（動力ポンプを除く。）の設置に必要な資材の購入費用 三 太陽熱利用温水装置の設置に必要な資材の購入費用</p>	<p>一 し尿浄化装置又は改良便その設置するのに必要な資材の購入する場あつては三十万円 二 自家用給排水施設（動力ポンプを除く。）を設置するのに必要な資材を購入する場あつては十万円 三 太陽熱利用温水装置を設置するのに必要な資材を購入する場あつては十万円</p>
<p>三 婦人・高齢者活動資金 婦人又は高齢者であつて、沿岸漁業の従事者又はその家族であるものの活動の場の確保を通じて家族関係の円滑化を図るためこれらの者が共同して行う水産動物資金</p>	<p>一 機器等（漁船用機器、漁具、養殖施設、加工用機器等）の設置費用 二 機器等を使用し行う生産活動に必要な費用（種苗費、餌料費、加工用原材料費、資材費等）</p>	<p>沿岸漁業の従事者の組織する団体につき八十万円</p>	<p>沿岸漁業の従事者の組織する団体につき八十万円</p>	<p>貸付けの内容の欄一については三年以内、同欄二及び三については二年以内</p>	<p>三年以内</p>
青年漁業者等養成確保資金				生活改善資金	
<p>三 漁業経営開始資金 農林水産大臣が定める基準に基づき青年漁業者又はその組織する団体が近代的</p>	<p>二 高度経営技術習得資金 青年漁業者が行う近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の習得で、農林水産大臣が定める基準に適合するものに必要な資金</p>	<p>一 研修教育資金 青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地に取得するための研修で、農林水産大臣が定める基準に適合するもの</p>	<p>一 研修教育資金 青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地に取得するための研修で、農林水産大臣が定める基準に適合するもの</p>	<p>植物の採捕若しくは養殖若しくは加工その他の生産活動に必要な機器等の設置又は当該機器等を使用して行う当該生産活動に必要な資金</p>	<p>農林水産大臣が定める基準に適合する研修を受けるのに必要な費用（旅費、教材費、授業料、視察費等）</p>
<p>三 漁業経営開始資金 農林水産大臣が定める基準に基づき沿岸漁業の経営を開始するのに必要な費用（漁船の建造、取得又は改造費用、機器</p>	<p>二 高度経営技術習得資金 青年漁業者が行う近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の習得で、農林水産大臣が定める基準に適合するものに必要な資金</p>	<p>一 研修教育資金 青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地に取得するための研修で、農林水産大臣が定める基準に適合するもの</p>	<p>一 研修教育資金 青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地に取得するための研修で、農林水産大臣が定める基準に適合するもの</p>	<p>植物の採捕若しくは養殖若しくは加工その他の生産活動に必要な機器等の設置又は当該機器等を使用して行う当該生産活動に必要な資金</p>	<p>農林水産大臣が定める基準に適合する研修を受けるのに必要な費用（旅費、教材費、授業料、視察費等）</p>
<p>青年漁業者一人又は青年漁業者が組織する団体につき二十万円（ただし、漁業部門の経営の開</p>	<p>青年漁業者一人又は青年漁業者が組織する団体につき百五十万円</p>	<p>国内研修を受ける場あつては、一人につき百八十万円（ただし、月額十五万円を限度とし、貸付研修期間は十二月を最大とする。）</p>	<p>国内研修を受ける場あつては、一人につき百八十万円（ただし、月額十五万円を限度とし、貸付研修期間は十二月を最大とする。）</p>	<p>植物の採捕若しくは養殖若しくは加工その他の生産活動に必要な機器等の設置又は当該機器等を使用して行う当該生産活動に必要な資金</p>	<p>農林水産大臣が定める基準に適合する研修を受けるのに必要な費用（旅費、教材費、授業料、視察費等）</p>
<p>十年以内（据置期間三年以内を含む。） （据置期間三年以内</p>	<p>五年以内</p>	<p>五年以内（据置期間一年以内を含む。）</p>	<p>五年以内（据置期間一年以内を含む。）</p>	<p>植物の採捕若しくは養殖若しくは加工その他の生産活動に必要な機器等の設置又は当該機器等を使用して行う当該生産活動に必要な資金</p>	<p>農林水産大臣が定める基準に適合する研修を受けるのに必要な費用（旅費、教材費、授業料、視察費等）</p>

別表二(第九条)

青年漁業者等養成確保資金	な沿岸漁業の経営を自ら行う場合に当該経営を開始するのに必要な資金	又は施設の設定費用、漁具・種苗又は餌料の購入費用等。ただし、農林水産大臣が定める費用を除く。	始にあっては八百万円を含む。
--------------	----------------------------------	--	----------------

貸付けの条件	区	分	提出書類
<p>一 機器等が船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第六條第三項の予備検査を受け、これに合格するか、又は船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十一号)第六十五條の六の準備検査を受け、基準に適合していることの確認を受けること</p> <p>二 船舶安全法第五條第一項の定期検査、中間検査又は臨時検査を受け、これに合格すること</p>	<p>機器等が予備検査を受け、これに合格したものである場合</p> <p>準備検査を受け、基準に適合していることの確認を受けた場合</p>	<p>準備検査を受け、基準に適合していることの確認を受けた場合</p> <p>準備検査成績通知書(船舶安全法施行規則第六十五條の六第四項)</p>	<p>予備検査合格証明書(船舶安全法第九條第三項)</p> <p>船舶検査合格証明書(船舶安全法第九條第一項)又は船舶検査手帳(船舶安全法施行規則第四十六條)</p>
<p>三 機器等が船舶安全法第六條の四第一項の型式承認を受け、同項の検査に合格したものであること</p>	<p>(一) 定期検査を受け、これに合格した場合</p> <p>(二) 中間検査又は臨時検査を受け、これに合格した場合</p>	<p>船舶検査合格証明書(船舶安全法第九條第四項)</p> <p>船舶検査手帳</p>	<p>検定合格証明書(船舶安全法第九條第四項)</p>

様式第二号その一からその四まで、その九の一及びその九の二、様式第三号、様式第四号、様式第五号、様式第六号、様式第八号並びに様式第九号を次のように改める。

様式第2号 その1 (第6条関係)

事業計画書（経営等改善資金のうち新養殖技術導入資金、資源管理型漁業推進資金、環境対応型養殖業推進資金以外の資金用）

1 総括表

申請者	購入設置する機器等			購入設置費	申請額
	種類名称	台(セット)数	単価		
			円	千円	千円

(注) 申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、申請者欄に連携先の沿岸漁業従事者等の氏名を括弧書きで記載すること。

2 設置計画

資金種類の別	機器等の種類名称	メーカー型式名称	メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	員数	装備する漁船	購入又は設置の予定時期
						登録番号 船名 総トン数 漁業種類 進水年月日 所有者氏名	

(注) 1 記入に当たっては、次の事項に注意されたい。

- (1) 資金種類の別 操船作業省力化機器等設置資金等ごとの種類を記入する。
- (2) 機器等の種類名称 (1)の資金の種類ごとに「遠隔操縦装置」「レーダー」等と上下に重ねて記入する。
- (3) メーカー型式名称 購入予定機器等のメーカー呼称型式のあるものにつき記入する。
- (4) メーカー名称及び施工者名称 購入予定機器等のメーカー名称及び取付け又は装備を行う施工者の名称を記入する。
- (5) 機器等の内容 機器の性能及び出力、制御する施設の出力、工事の内容及び範囲等を記入する。

(例) 自動操だ装置 磁気コンパスパイロット式操だ機電動 KW  
 遠隔操縦装置 推進機関 KW用  
 動力式つり機  
 ラインホーラー } 漁業用、電動 KW、巻き上げ速度 m/分  
 ネットホーラー }  
 漁獲物等処理装置 漁獲物等の水揚げ作業又は水揚げ後の漁獲物等の処理作業の省力化の内容  
 補機関 用、 KW (動力取だし装置のみの場合にあっては取だし出力をKWとして記入する。)



漁船用環境高度対応機関 KW  
 定速装置 用  
 安全カバー装置 揚網機駆動軸カバー 製、揚錨機カバー 製  
 揚網機安全装置 船曳網用、底曳網用、 用  
 漁獲物の横移動防止 魚そう長さ m×幅 m×高さ mを 個に仕切る。  
 装置 荷止板 製 長さ m×幅 m×高さ cm× 枚  
 隔壁 製 厚さ cm 枚設置 (防熱 材厚さ cm)  
 魚溜め 製 長さ m×幅 m×高さ m  
 レーダー反射器 多板組立式有効反射面積 m<sup>2</sup> (吊下式)  
 無線電話 Hz W  
 灯火付きブイ 白色 W  
 レーダー反射器付ブイ 多板組立式有効反射面積 m<sup>2</sup>  
 ろ過装置 処理能力 t/時、処理後の含有鉄分 ppm

(注) 2 次の資料を添付すること。

- (1) 機器等について基準の示してあるものについては、基準を満たしていることが分かるカタログ、取扱書若しくは設計図又はこれらのコピーを添付すること。
- (2) 申請者が認定中小企業者及び促進事業者以外の場合は、別紙の収支計画 (ただし、乗組員安全機器等設置資金、救命消防設備購入資金、漁船転覆防止機器等設置資金、漁船衝突防止機器購入等資金及び漁具損壊防止機器購入資金に係る事業計画書については、添付を省略して差し支えない。)

3 資金計画

購入設置費	資金調達方法		
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円	千円

様式第2号 その2 (第6条関係)

事業計画書(新養殖技術導入資金用)

1 総括表

申請者						購入設置費	A+B+C+D		千円
養殖水産動植物の種類						申請額	千円		
内	養殖施設の内容	施設名(メーカー名)		数量	単価	金額	購入又は設置時期		
					円	千円 A	年月日～年月日		
	種苗の購入	種苗の大きさ		数量	単価	金額	購入時期	購入先	
cm			円	千円 B	年月日				
種苗の生産	費	費	費	費	費	合計	生産数量	生産時期	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円 C		年月 ～年月	
訳	餌料の購入	餌料の種類	数量	単価	金額	購入時期	購入先		
			kg	円	千円 D	年月日			
その他									
養殖技術の内容									
経営の概況	現在								
	今後								

- (注) 1 申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、申請者欄に連携先の沿岸漁業従事者等の氏名を括弧書きで記載すること。
- 2 申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記載すること。
- 3 養殖技術の内容は、新品種養殖技術、沈下式(又は浮沈式)養殖技術、淡水魚の海水馴化養殖技術、移動式小割り式養殖技術その他の養殖技術のいずれかを記入すること。
- 4 経営の概況は、基幹的な漁業種類、使用漁船の総トン数別の隻数、養殖水産動植物の種類、養殖方法別の施設数、経営面積、養殖尾数、養殖期間等及び年間生産量、生産金額、漁業所得等を記入すること。

2 資金計画

購入設置費	資金調達方法		
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円	千円

(注) 別紙の収支計画及び償還計画を添付すること。(申請者が認定中小企業者及び促進事業者である場合を除く。)

様式第2号 その3 (第6条関係)

事業計画書 (資源管理型漁業推進資金用)

1 総括表

申請者	購入設置する機器等			購入設置費	申請額
	種類名称	台数	単価		
			円	千円	千円

(注) 申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、申請者欄に連携先の沿岸漁業従事者等の氏名を括弧書きで記載すること。

2 実施計画

(1) 資源管理措置

ア 資源管理の内容

資源管理対象漁場	
管理対象水産資源	
管理対象漁業種類	
資源管理の実施者	
水産資源の管理の方法	
取決めの有効期間	
取決めに違反した場合の措置	
その他	

(注) 申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り組み内容を記載すること。

イ 資源管理措置に必要な機器等

種類	名称	購入又は設置 予定、保有済 み、共同利用の 別	左のうち購入又は設置予定のもの			
			メーカー名 称及び施工 者名称	機器等の 内容	購入又は 設置予定 時期	装備する 漁船
						登録番号 船名 総トン数 進水年月日 所有者氏名

(2) 低利用・未利用資源の開発・利用

ア 低利用・未利用資源の開発・利用の内容

低利用・未利用魚種		漁獲時期	月 ~ 月
開発・利用の方法			

(注) 申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り組み内容を記載すること。

イ 低利用・未利用資源の開発・利用に必要な機器等

種類	名称	購入又は設置 予定、保有済 み、共同利用の 別	左のうち購入又は設置予定のもの			
			メーカー名 称及び施工 者名称	機器等の 内容	購入又は 設置予定 時期	装 備 する 漁 船
						登録番号 船 名 総トン数 進水年月日 所有者氏名

(3) 付加価値向上措置

ア 活魚出荷を行う場合

(ア) 活魚出荷の内容

対 象 魚 種		活魚出荷量	年間 t
活 魚 出 荷 の 方 法			

(注) 申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等及び認定中小企業者等のそれぞれの取り組み内容を記載すること。

(イ) 活魚出荷に必要な機器等

種類	名称	購入又は設置 予定、保有済 み、共同利用の 別	左のうち購入又は設置予定のもの			
			メーカー名 称及び施工 者名称	機器等の 内容	購入又は 設置予定 時期	装 備 する 漁 船
						登録番号 船 名 総トン数 進水年月日 所有者氏名

## イ 加工を行う場合

## (ア) 加工の内容

対 象 魚 種		加工量(原料魚)	年間	t
加 工 の 方 法				

(注) 申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等及び認定中小企業者等のそれぞれの取り組み内容を記載すること。

## (イ) 加工に必要な機器等

種類	名称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期

## 3 資金計画

購 入 設 置 費	資 金 調 達 方 法		
	沿 岸 漁 業 改 善 資 金	自 己 資 金	そ の 他
千円	千円	千円	千円

(注) 資源管理に関する取決めの写し並びに別紙の収支計画及び償還計画を添付すること。ただし、申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は収支計画書の添付は不要である。

様式第2号 その4 (第6条関係)

事業計画書 (環境対応型養殖業推進資金用)

1 総括表

申請者	購入設置する機器等			購入設置費	申請額
	種類名称	台数	単価		
			円	千円	千円

(注) 申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、申請者欄に連携先の沿岸漁業従事者等の氏名を括弧書きで記載すること。

2 実施計画

(1) 漁場環境適正化管理の内容

環境適正化管理対象漁場	
管理対象養殖魚種	
環境適正化管理の実施者	
環境適正化管理の方法	
管理協定の有効期間	
管理協定に違反した場合の措置	
その他	

(注) 申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り組み内容を記載すること。

(2) 低利用・未利用資源の開発・利用

ア 投餌の内容・量・方法の改善の内容

現在の投餌の状況	
改善後の投餌の状況	

(注) 申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り組み内容を記載すること。

イ 投餌の内容・量・方法の改善に必要な機器等

種類	名称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期

## (3) 養殖魚の安全性の確保措置

## ア 薬品・漁網防汚剤の使用適正化の内容

現在の使用状況	
改善後の使用状況	

(注) 申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等並びに認定中小企業者及び促進事業者のそれぞれの取り組み内容を記載すること。

## イ 薬品・漁網防汚剤の使用適正化に必要な機器等

種類	名称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期

## (4) (2)及び(3)に関連して必要な機器等

種類	名称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期

## 3 資金計画

購入設置費	資金調達方法		
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円	千円

(注) 認定漁場改善計画又は漁場環境適正化管理協定の写し並びに別紙の収支計画及び償還計画を添付すること。ただし、申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合には収支計画書の添付は不要である。

様式第2号 別紙 (第6条関係)

収支計画

		最近1年間 ( 年度)	今 後 の 予 想		
			年度	年度	年度
漁 業 部 門	収入	販 売 額 千円	千円	千円	千円
		合 計 (A)			
	支	販 売 手 数 料 費 燃 料 費 漁 具 費 食 料 費 種 苗 費 餌 料 費 氷 代 函 代 加 工 資 材 費 修 理 費 消 耗 品 費 乗 組 員 給 与 料 乗 組 員 保 険 料 漁 船 保 険 料 営 業 費 公 租 公 課 減 価 償 却 費 そ の 他	千円	千円	千円
	出	合 計 (B)			
		差引損益 (A - B = C)	千円	千円	千円
	事業	漁業以外の 収入 支出 (うち減価償却) 差引損益 (D)	千円	千円	千円
の 営 業 外 収 支	営 業 外 収 入 営 業 外 支 出 (うち借入金利息) 差引営業外損益 (E)	千円	千円	千円	
	経常損益 (F = C + D + E)	千円	千円	千円	

償還計画

	沿岸漁業改善資金償還金 (G)	千円	千円	千円	千円
償 還 財 源	漁業部門差引損益 (C)				
	漁業部門減価償却費 (H)				
	経常損益 (F)				
	差引余裕金 (C + H - G)				
	差引余裕金 (F + H - G)				



様式第2号 その9の1 (第6条関係)

事業計画書(漁業経営開始資金のうち部門経営開始  
資金を除く資金用)

(漁船漁業を開始する場合)

1 総括表

申請者					購入設置費	千円	
開始する漁業の種類					申請額	千円	
内容	漁船の建造、取得又は改造	建造、取得、改造の別		トン数 馬力数	金額	建造、取得、改造の時期	
				t KW	千円	年 月 日～年 月 日	
	漁具の購入	漁具の名称 (メーカー名)	数量	単価	金額	購入又は設置時期	
				円	千円	年 月 日～年 月 日	
	機器(漁具を除く。)の購入	機器等の名称	数量	単価	金額	購入又は設置時期	
				円	千円	年 月 日～年 月 日	
	餌料の購入	餌料の種類	数量	単価	金額	購入時期	購入先
				円	千円	年 月 日	
	燃料の購入	燃料の種類	数量	単価	金額	購入時期	購入先
				円	千円	年 月 日	
その他							

2 漁業経営開始計画

(1) 漁業経営開始の動機

(2) 家族構成と労働力

氏名	続柄	年齢	住所	漁業従事日数 (予定)	漁業従事内容 (予定)	備考(漁業関係経歴: 学校、研修、雇われ漁業等)
	申請者					
	配偶者					

(3) 経営計画 (年間)

漁業種類	対象魚種	期 間	使用漁船 トン数	漁獲量	販売金額	左の経営内容 に達するまで の年次計画
合 計						

(注) 各項目は漁業種類、対象魚種ごとに記入すること。

(4) 資金計画

(単位：千円)

年 次	事 業 内 容		資 金 調 達 方 法			備 考
	機器等の種類	金 額	沿岸漁業改善資金	自 己 資 金	その他	
1年目						
2年目						
3年目						
合 計						

(注) 1 2年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記入すること。

2 別紙の収支計画及び償還計画を添付すること。

3 経営の基本方針 (将来構想を含む。)

(注) 本資金により漁業経営の基礎を形成し、一定の所得が得られるようになった後、どのように漁業経営を発展させていくかについて、できる限り具体的に記入すること。

様式第2号 その9の2 (第6条関係)

事業計画書(漁業経営開始資金のうち部門経営開始  
資金を除く資金用)

(養殖業を開始する場合)

1 総括表

申請者					購入設置費	千円	
養殖水産動植物の種類					申請額	千円	
内	漁船の建造、取得又は改造	建造、取得、改造の別		トン数 馬力数	金額	建造、取得、改造の時期	
				t KW	千円	年 月 日～年 月 日	
内	養殖施設の購入	施設名 (メーカー名)	数量	単価	金額	購入又は設置時期	
				円	千円	年 月 日～年 月 日	
内	種苗の購入	種苗の大きさ	数量	単価	金額	購入時期	購入先
		cm		円	千円	年 月 日	
内	餌料の購入	餌料の種類	数量	単価	金額	購入時期	購入先
			kg	円	千円	年 月 日	
その他							

2 漁業経営開始計画

(1) 漁業経営開始の動機

(2) 家族構成と労働力

氏名	続柄	年齢	住所	漁業従事日数 (予定)	漁業従事内容 (予定)	備考(漁業関係経歴: 学校、研修、雇われ漁業等)
	申請者					
	配偶者					

(3) 経営計画 (年間)

養殖魚種	養殖方式	期 間	養殖規模	生 産 量	販売金額	左の経営内容に達するまでの年次計画
合 計						

(注) 各項目は養殖魚種ごとに記入すること。

(4) 資金計画

(単位：千円)

年 次	事 業 内 容		資 金 調 達 方 法			備 考
	機器等の種類	金 額	沿岸漁業改善資金	自 己 資 金	その他	
1年目						
2年目						
3年目						
合 計						

(注) 1 2年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記入すること。

2 別紙の収支計画及び償還計画を添付すること。

3 経営の基本方針 (将来構想を含む。)

(注) 本資金により漁業経営の基礎を形成し、一定の所得が得られるようになった後、どのように漁業経営を発展させていくかについて、できる限り具体的に記入すること。



様式第4号（第7条関係）

沿岸漁業改善資金貸付決定通知書

年 月 日

殿

福岡県知事

㊟

さきに申請のあった沿岸漁業改善資金( 資金)の貸付けについては、下記のとおり決定します。

事務再委託機関		事務委託機関	
---------	--	--------	--

資 金	種 類	貸付決定番号	貸付金額
			千円

償 還 期 限	年 月 日
---------	-------

償 還 方 法	償 還 期 日	金 額	摘 要
			千円
第1回	年 月 日		
第2回	年 月 日		
第3回	年 月 日		
第4回	年 月 日		
第5回	年 月 日		
第6回	年 月 日		
第7回	年 月 日		
第8回	年 月 日		
第9回	年 月 日		
第10回	年 月 日		
第11回	年 月 日		
第12回	年 月 日		
法	計		

連帯保証人	ほか 人
-------	------

担保物件
------

借用証書提出期限	年 月 日	資金交付日(予定)	年 月 日
----------	-------	-----------	-------

様式第5号（第7条関係）

沿岸漁業改善資金貸付決定通知書

年 月 日

殿

福岡県知事

㊟

さきに申請のあった沿岸漁業改善資金の貸付けについて、別添のとおり貸付決定しましたので通知します。

様式第6号（第8条関係）

（表）

収入印紙  
添付欄

受理	年	月	日
受理	年	月	日
受理	年	月	日
貸付決定	番号	第	号
	年月日	年	月 日

沿岸漁業改善資金借用証書

資金種類											
借受者の氏名又は名称				住所	郡	町	大字	番号			
借入金額	償還期日及び償還額	第1回	年	月	日	円					
円		第2回	年	月	日	円					
		第3回	年	月	日	円					
		第4回	年	月	日	円					
		第5回	年	月	日	円					
		第6回	年	月	日	円					
償還期限		第7回	年	月	日	円					
年 月 日		第8回	年	月	日	円					
		第9回	年	月	日	円					
		第10回	年	月	日	円					
		第11回	年	月	日	円					
		第12回	年	月	日	円					

本日上記のとおり沿岸漁業改善資金を借用致しました。については、福岡県沿岸漁業改善資金貸付規程及び裏面特約条項承知の上、借入金の償還は支払期日に相違なく実行することを確約いたします。

年 月 日

福岡県知事 殿

住所  
氏名又は名称及び代表者名

印 ○ ○

上記資金の借受けにつき、下名は福岡県沿岸漁業改善資金貸付規程及び裏面特約条項承知の上、借受者と連帯して債務の責に任じます。

氏	名	印	住	所
			郡	町
			市	村
			大字	番号

(注) 資金種類には、経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金について福岡県沿岸漁業改善資金貸付規程別表1(第2条)の表に掲げる種類を記載すること。



## (要)

## 沿岸漁業改善資金借用証書特約条項

## (期限前償還)

第1条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた者（以下「乙」という。）は、福岡県（以下「甲」という。）が貸付決定の取消しをした場合又は次の各号の1に該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限（分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。）にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

- (1) 乙がこの借入金をこの証書に記載した借入金の用途以外に使用し、又は事業実施期間経過後長期にわたり使用しないとき。
- (2) 乙がこの資金借入に際し、又はその借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (3) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき。
- (4) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所から取引停止処分を受けたとき又は精算に入ったとき。
- (5) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (6) 乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき。
- (7) この借入金により改良又は取得された機器等が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用取用されたとき。
- (8) 乙が、福岡県沿岸漁業改善資金貸付規程及びこの契約に基づく義務の履行を怠ったとき。
- (9) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

## (報告)

第2条 乙は、事業実施後20日以内に甲に対し事業実施報告書を提出するものとする。この場合において、乙が可成りであるときは、当該事業実施報告書に個人別内訳を明記し、各人の確認印を押印するものとする。

2 乙は、甲の指示するところに従い、経営状況その他必要な事項を甲に報告する。

## (弁済の充当)

第3条 乙及び保証人は、弁済充当の指定権が甲にあることを承認する。

## (違約金)

第4条 乙は、弁済期限又は期限前償還を要求された場合の甲の指定する期日に償還金の支払をしないときは、その期日の翌日から支払うべき金額に対し年 12.25パーセントの違約金を甲に支払う。

2 乙は、沿岸漁業改善資金助成法第10条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があったときも前項の規定による違約金を支払うものとする。

## (連帯保証人)

第5条 表記保証人は、この契約に基づく一切の債務について乙と連帯して乙と保証人間の契約のいかにかわらず、これの履行の責を負う。

## (保証人の追加等)

第6条 乙は、甲が保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じるものとする。

2 甲は、保証人の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応じるものとする。

## (担保)

第7条 乙は、別に締結する担保権設定契約に従い、この契約に基づく債務に係る担保の提供が可能となった場合には、速やかにこれを提供するものとする。

第8条 乙は、甲の承認を得ずに、担保として提供した資産を他人に譲渡し、若しくは賃貸し、他の債務の担保に供し、又はその現状を変更する等甲に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしてはならないものとする。

2 乙は、担保として提供した資産の価格が滅失、毀損等の事情により減少したときは、遅滞なくその旨を甲に報告するものとする。

第9条 乙は、甲が担保の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じるものとする。甲は担保の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応じるものとする。

印鑑証明書貼付欄

様式第8号 (第10条関係)

受理	年	月	日
受理	年	月	日
受理	年	月	日

沿岸漁業改善資金支払猶予申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

住 所

氏名又は名称

及び代表者氏名

印

年 月 日付け貸付決定(貸付決定番号第 号)で沿岸漁業改善資金を借り受けましたが、下記のとおり支払を猶予願いたく申請します。

記

資 金 の 種 類			
借受者の氏名又は名称			
借 受 金 額			
当初の償還方法	償 還 期 日	金 額	
	第1回	年 月 日	千円
	第2回	年 月 日	千円
	第3回	年 月 日	千円
	第4回	年 月 日	千円
	第5回	年 月 日	千円
	第6回	年 月 日	千円
	第7回	年 月 日	千円
	第8回	年 月 日	千円
	第9回	年 月 日	千円
	第10回	年 月 日	千円
	第11回	年 月 日	千円
	第12回	年 月 日	千円
変更後の償還方法	償 還 期 日	金 額	
	第1回	年 月 日	千円
	第2回	年 月 日	千円
	第3回	年 月 日	千円
	第4回	年 月 日	千円
	第5回	年 月 日	千円
	第6回	年 月 日	千円
	第7回	年 月 日	千円
	第8回	年 月 日	千円
	第9回	年 月 日	千円
	第10回	年 月 日	千円
	第11回	年 月 日	千円
	第12回	年 月 日	千円
変 更 理 由			

- (注) 1 変更理由欄には、災害、疾病、負傷、盗難等による状況を記入すること。
- 2 それぞれの事由に応じた知事が指定する者の証明書等を申請書に添付すること。
- 3 資金の種類欄には、経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金について福岡県沿岸漁業改善資金貸付規程別表1(第2条)に掲げる種類を記載すること。

様式第9号（第11条関係）

沿岸漁業改善資金支払猶予決定通知書

猶予決定番号 年 第 号  
 年 月 日付け貸付決定(貸付決定番号第 号)で沿岸漁業改善資金については、下記のとおり  
 決定しましたので通知します。

年 月 日

申請者住所

氏名又は名称  
 及び代表者名

殿

福岡県知事

㊟

記

資金の種類					
借受者の氏名又は名称					
借受金額					
当初の償還方法	償 還 期 日			金 額	
	第1回	年	月	日	千円
	第2回	年	月	日	千円
	第3回	年	月	日	千円
	第4回	年	月	日	千円
	第5回	年	月	日	千円
	第6回	年	月	日	千円
	第7回	年	月	日	千円
	第8回	年	月	日	千円
	第9回	年	月	日	千円
	第10回	年	月	日	千円
	第11回	年	月	日	千円
	第12回	年	月	日	千円
変更後の償還方法	償 還 期 日			金 額	
	第1回	年	月	日	千円
	第2回	年	月	日	千円
	第3回	年	月	日	千円
	第4回	年	月	日	千円
	第5回	年	月	日	千円
	第6回	年	月	日	千円
	第7回	年	月	日	千円
	第8回	年	月	日	千円
	第9回	年	月	日	千円
	第10回	年	月	日	千円
	第11回	年	月	日	千円
	第12回	年	月	日	千円

(注) 資金の種類欄には、経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金について沿岸漁業改善資金貸付規程別表1(第2条)に掲げる種類を記入すること。

附則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

2 この告示による改正後の福岡県沿岸漁業改善資金貸付規程は、この告示の施行の日以降に行う資金の貸付けから適用し、同日前に行った資金の貸付けについては、なお従前の例による。

福岡県告示第百二十七号

福岡県沿岸漁業改善資金貸付基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年六月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県沿岸漁業改善資金貸付基準の一部を改正する告示

福岡県沿岸漁業改善資金貸付基準（昭和五十五年一月福岡県告示第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一を次のように改める。

第一 経営等改善資金の種類ごとの貸付けの相手方

資金の種類	貸付けの相手方
一 操船作業省力化機 器等設置資金  二 漁ろう作業省力化 機器等設置資金	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営む漁業協同組合、沿岸漁業を営む協業体（漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。以下同じ。）、沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業者の数が二十人以下であるものに限る。以下同じ。）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第四条第一項の認定を受けた中小企業者であつて同条第二項第二号ハに規定する措置を行うもの（以下「認定中小企業者」という。）及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）第五条第一項の認定を受けた促進事業者であつて同条第四項第三号に規定する措置を行うもの（以下「促進事業者」という。）
	一と同じ

三 補機関等駆動機器等設置資金

四 燃料油消費節減機器等設置資金

五 新養殖技術導入資金

六 資源管理型漁業推進資金

七 環境対応型養殖業推進資金

八 乗組員安全機器等設置資金

九 救命消防設備購入資金

十 漁船転覆防止機器等設置資金

十一 漁船衝突防止機器等購入等資金

十二 漁具損壊防止機器等購入資金

十三 のり処理用 waters 改善機器等設置資金

一と同じ

一と同じ

一と同じ

沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営む漁業協同組合、沿岸漁業を営む協業体、沿岸漁業を営む漁業協同組合、沿岸漁業を営む協業体、沿岸漁業を営む協業体とする協業体（漁業協同組合を除く。）、沿岸漁業を営む会社、認定中小企業者及び促進事業者

六と同じ

沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営む漁業協同組合、沿岸漁業を営む協業体及び沿岸漁業を営む会社

八と同じ

八と同じ

八と同じ

八と同じ

八と同じ

第三の表の三の項中「青年漁業者、青年漁業者の組織する団体」を「二と同じ」に改める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

2 この告示による改正後の福岡県沿岸漁業改善資金貸付基準は、この告示の施行の日

以降に行う資金の貸付けから適用し、同日前に行った資金の貸付けについては、なお従前の例による。